

# 地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会開催中止時の対応要領

2020年9月24日 制定

## (目 的)

第1条 この要領は、天災等の不測の事態により、地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会（以下「研究集会」）開催を中止する場合の対応を定めることを目的とする。ただし、「中止」とは一部中止などの大幅な変更を含むものとする。また、「研究集会」とは、研究発表を主体とし、特別講演、ポスターセッション、企業展、見学会、懇親会とその他の関連する行事を含むものとする。

## (中止の決定)

第2条 研究集会の開催をやむを得ない理由により中止しようとするときは、実行委員長及び幹事長が幹事会においてその方針を協議し、決定した結果を主催者会議に報告の上、その承認を得るものとする。

## (連絡方法)

第3条 研究集会の中止について、以下の方法で連絡する。

- (1) 一般社団法人土壌環境センターのホームページ上にある「地下水・土壌汚染とその防止対策に関する研究集会」のページに中止の決定を掲載する。
- (2) 発表申し込み者、発表者以外の参加申し込み者、企業展連絡担当者と開催、運営関係者等に電子メールを配信し、中止の連絡をする。ただし、事務局が被災するなど不測の事態の場合は、メール配信を省略する。
- (3) 中止に関連する問い合わせ先は、研究集会事務局（一般社団法人土壌環境センター内）とする。

## (投稿原稿)

第4条 原稿提出締め切り後に研究集会の中止が決定した場合は、講演集を発行する。講演集に掲載された原稿は、全て既発表とみなす。

## (延期ないし時間変更)

第5条 中止した研究集会は、延期や時間変更を行わない。

## (参加費等の収入処理)

第6条 発表申し込み者、発表者以外の参加申し込み者には、講演集を配布し、発表申し込み料、参加料の返金は原則として行わない。発表申し込み料、参加料を除く、見学会、懇親会等の参加料および企業展出展料（広告および配布講演集は除く）は返金を基本とする。

## 改 定

第7条 本要領の制定および改定は、幹事会において行い、主催者会議の承認を得る。

## 附 則

この要領は、2020年9月24日から施行する。